

大阪市立神路小学校 学校協議会運営要項

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市立学校協議会運営規則（平成24年大阪市教育委員会規則第19号）第15条の規定に基づき、同規則に定めるもののほか、本校に置く学校協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、大阪市立神路小学校 学校協議会 とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員3人以上10人以内で組織する。

2 委員は在籍児童保護者と地域住民で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する翌年度の末日までの2年とする。

(副会長等)

第5条 協議会に、会長のほか、副会長若干名を置く。

(会議の種類)

第6条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は次に掲げる時期に、次に掲げる案件を取り扱うものとする。

- (1) 4月または5月 運営に関する計画案に関する意見の陳述
- (2) 11月 学校関係者評価の中間評価の決定
- (3) 2月または3月 学校関係者評価の最終評価の決定

3 臨時会は、会長が必要と認めた時に召集する。

(会議日程の通知)

第7条 会長は、協議会の会議を招集するに当たっては、会議を開催する日の1週間前までに、委員に通知して行うものとする。

2 委員は、会議を欠席、遅参又は早退しようとするときは、速やかに会長に届け出なければならない。

3 会長は、会議の招集を行ったときは、会議の開催場所、日時及び案件を告示するものとする。ただし、会議の招集が緊急を要する場合その他会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

4 会議は、原則として本校内で開催する。

(会議の進行)

第8条 会議の開会、中断、再開及び閉会は、会長が行う。

(会議の順序)

第9条 会議は、おおむね次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 開会
- (2) 案件の非公開に関する採決
- (3) 校長の説明
- (4) 質疑及び意見の陳述
- (5) 採決を行わなければならない案件については、採決

2 会長が必要と認めた時は、2以上の案件を一括して取り扱うことができる。

(発言)

第10条 発言しようとする者は、会長の許可を得て発言しなければならない。

2 1の案件が終了しないうちに、他の案件について発言することはできない。

(採決)

第11条 会長は、採決を行うときは、会長が議題とした内容に対する各委員の異議の有無を求めて採決する。

2 採決のとき会場にいない委員は、採決に加わることができない。

(実施報告書の作成)

第12条 会長は、校長に会議の実施報告書を作成させ、会議資料とともに保存させるものとする。

(事務局)

第13条 協議会の庶務を行うために、当該学校に事務局を設置する。

2 事務局長は教頭とする。その他の事務局員は校長が任命する。

(運営に関する事項)

第14条 大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号)、大阪市立学校協議会運営規則及びこの要綱に定めるもののほかに、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行するものとする。

この要綱を、平成26年5月7日に一部改正し(第3条1項、2項、第6条2項(1)(3)第7条4項)施行する。

大阪市立神路小学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立神路小学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は5名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年2月26日から施行する。

学校協議会の会議の傍聴にあたって

1. 傍聴者は、会場においては、次の注意事項を遵守してください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
 - (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと。
 - (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
 - (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
 - (7) その他、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。
2. 傍聴者は、会場においては、会長又は事務局の指示に従ってください。
3. 1の注意事項に傍聴者が違反したときには、会長から注意を行います。それでもなお、注意に従わない方には、退場していただくことがあります。